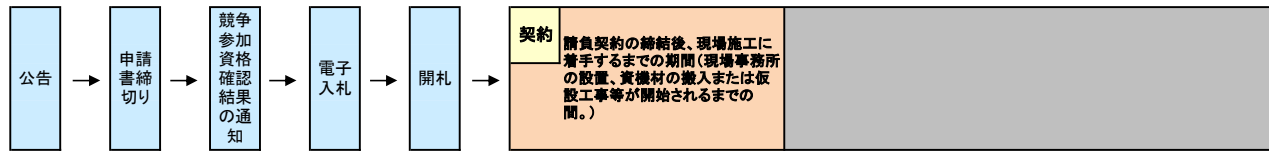


既契約工事の技術者を本工事の配置予定技術者で申請する際の留意事項(専任・非専任の考え方)

九州農政局発注A工事 ○配置予定技術者は専任技術者

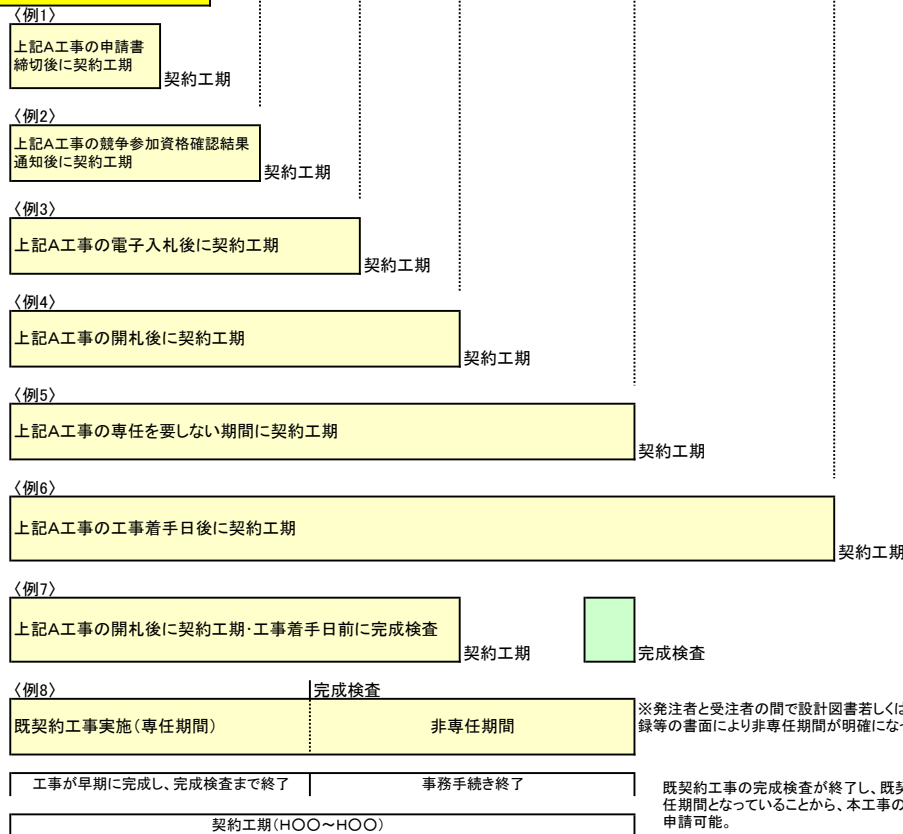
工事着手日



契約工期(HOO~HOO)

専任を要しない期間※
※工事着手日が入札説明書、特別仕様書等により明示していることが必要である。

上記A工事へ申請する配置予定技術者の手持ち工事(主任技術者・監理技術者として配置されている場合)



※発注者と受注者間で設計図書若しくは打ち合わせ記録等の書面により非専任期間が明確になっていること。

既契約工事の完成検査が終了し、既契約工事の非専任期間となっていることから、本工事の専任技術者に申請可能。

1. 工事着手日を入札説明書等で明示している場合(例: 余裕工期設定工事等)

| 上記A工事の専任の主任技術者・監理技術者になれるか否か | |
|-----------------------------|----------------|
| 〈例1〉 | |
| 専任の場合 | ○ |
| 非専任の場合 | ○ |
| 〈例2〉 | |
| 専任の場合 | ○ |
| 非専任の場合 | ○ |
| 〈例3〉 | |
| 専任の場合 | ○ |
| 非専任の場合 | ○ |
| 〈例4〉 | |
| 専任の場合 | ○ |
| 非専任の場合 | ○ |
| 〈例5〉 | |
| 専任の場合 | ○ |
| 非専任の場合 | ○ |
| 〈例6〉 | |
| 専任の場合 | x |
| 非専任の場合 | x |
| 〈例7〉 | |
| 専任の場合 | ○ |
| 非専任の場合 | ○ |
| 〈例8〉 | |
| 専任の場合 | ○(非専任期間であれば可能) |
| 非専任の場合 | ○ |

2. 工事着手日を入札説明書等で明示していない場合

| 上記A工事の専任の主任技術者・監理技術者になれるか否か | |
|-----------------------------|----------------|
| 〈例1〉 | |
| 専任の場合 | ○ |
| 非専任の場合 | ○ |
| 〈例2〉 | |
| 専任の場合 | ○ |
| 非専任の場合 | ○ |
| 〈例3〉 | |
| 専任の場合 | ○ |
| 非専任の場合 | ○ |
| 〈例4〉 | |
| 専任の場合 | ○ |
| 非専任の場合 | ○ |
| 〈例5〉 | |
| 専任の場合 | x |
| 非専任の場合 | x |
| 〈例6〉 | |
| 専任の場合 | x |
| 非専任の場合 | x |
| 〈例7〉 | |
| 専任の場合 | ○ |
| 非専任の場合 | ○ |
| 〈例8〉 | |
| 専任の場合 | ○(非専任期間であれば可能) |
| 非専任の場合 | ○ |

※競争参加資格確認申請書提出時点において、既契約工期における非専任期間予定が確認できる資料が必要。(発注者と受注者間で設計図書若しくは打合せ記録等の書面で非専任期間予定が明確になっている資料)
なお、入札時点において既契約工事の進捗状況により配置予定技術者を配置することができなくなった場合は、直ちに競争参加資格確認申請の取り下げ又は入札の辞退を行うことは可能。(申請の取り下げ及び入札辞退に伴うペナルティはない。)
ただし、落札決定通知後、既契約工事の進捗状況により配置予定技術者を配置することができなくなった場合は、指名停止等の措置を行う。